

令和8年4月から 不動産所有者の住所変更等の 登記が義務化されます！

令和6年4月から相続登記の義務化がはじまっていますが、令和8年4月から不動産所有者の住所や氏名・名称の変更登記が義務化されます。

住所等の変更があったときは、その変更日から2年以内に変更登記の申請をすることが義務付けられます。

正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。

義務化前に住所等を変更した場合であっても、令和10年3月31日までに変更登記をする必要があります。

◇変更登記が必要なのはどんなとき？

不動産登記簿に記載されている住所・氏名・名称に変更があったときに変更登記が必要です。



【個人の場合】

- ・ 転勤による引っ越しなどで住所が変わった場合
- ・ 結婚などで氏名が変わった場合

【法人の場合】

- ・ 本店を移転した場合
- ・ 社名を変更した場合

◇スマート変更登記で簡単に！

簡単な申出を1回しておけば、その後は法務局で住所や氏名・名称の変更登記をしてもらえる「スマート変更登記」というサービスがあります。

「スマート変更登記」は個人でも法人でも利用可能です。（国外に居住している方は「スマート変更登記」を利用できません。）

不動産の登記に関するご相談は、いわさき不動産まで！